

狭あい道路の拡幅整備に関する事前協議の申請時に必要な書類と記入要領

担当課:横須賀市建設部道路整備課(補修担当課)

TEL 046(822)8368

狭あい道路の拡幅整備に関する事前協議の申請には下記(1~2)の書類等が必要です。

申請後に市が立会いのうえ現地調査等を行い、指導事項と概算の補助額を算出し回答します。

なお、市道が未確定の場合は、確定されていることが条件となりますので、あらかじめ土木部道路管理課に、市道等境界確定協議申請についてご相談ください。

記

1 狭あい道路の拡幅整備に関する事前協議申請書(市の様式)

- ① 申請者(代理人がいる場合は、申請者並びに代理人)の住所・氏名を記入してください。
- ② 市道番号については、建設部土木用地課で確認のうえ記入してください。
- ③ 後退用地処理 申請者が道路整備を行うか、横須賀市が後退用地の整備を行うことを承諾するかを選んでください。

2 位置図

狭あい道路拡幅整備箇所を「赤色」で表示してください。